

## 第 2 5 回大阪府環境審議会会議録

開 会 午前10時30分

司会（山本補佐） 長らくお待たせいたしました。ただいまから、第25回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産総務課の山本でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

冒頭にお断り申し上げますが、大阪府は夏至から秋分の日まで関西エコスタイル・キャンペーンに参加しておりまして、事務局のメンバーはノーネクタイなど軽装にて出席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、草川環境農林水産部長からご挨拶申し上げます。

草川環境農林水産部長 環境農林水産部長の草川でございます。第25回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところ、また大変お暑い中、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。また、日ごろから、環境行政を初め府政の各般にわたり格別のご支援、ご協力を賜っておりまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

この環境審議会は、今年6月1日をもちまして大阪府自然環境保全審議会と統合いたしまして、新たに大阪府環境審議会として発足いたしましたものでございます。この審議会では、環境の保全に関する基本的事項はもとより、温泉法や鳥獣保護法に基づく審議事項のほか、自然環境の保全に関する重要事項も調査審議していただくことになっております。

本日の審議会では、その初会合でございまして、会長の選出や水質測定計画部会を初めとする常設部会の要領の改正、それから廃自動車認定部会の設置などにつきましてご審議いただきたいと存じます。

本日の審議会が実り多いものとなりますよう、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でござい

ますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

それでは、どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

司会（山本補佐） 本日は、まず資料の確認をさせていただきます。

（配布資料確認）

続きまして、委員及び臨時委員のご紹介をさせていただきます。本日は、私の方からお手元の環境審議会委員名簿の順にお名前を呼ばさせていただきますので、恐縮ですが、委員におかれましてはその場でご起立いただきますようお願いいたします。

（委員・臨時委員紹介）

また、本日ご出席いただいております幹事の方々につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を書かせていただいておりますので、ご紹介は省略させていただきます。

なお、本日は委員定数41名のうち32名の委員の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

議事1は、本審議会の会長の選任であります。

大阪府環境審議会条例第4条第1項の規定により、会長は委員の選挙により選任することとなっております。委員の先生方、どなたかご推薦はございますでしょうか。

池田（敏）委員 先の審議会で会長職をお務めいただいた、環境学や環境政策にご造詣の深い南努先生に、今期もまた会長職をお願いしたらいかがでしょうか。ご提案申し上げます。

司会（山本補佐） ただいま池田敏雄委員の方から、南委員のご推薦をいただきましたが、他の委員の方々、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ありがとうございました。

それでは、本日、これ以降の環境審議会の会長を南委員をお願いいたします。南会長には、お手数ですが、会長席の方にお移りいただきますようお願いいたします。

大阪府環境審議会条例第4条第3項によりますと、会長に事故あるときに備え、

あらかじめ会長が会長代理を指名することができる」と規定されております。南会長には、会長代理の指名を含めまして、これ以降の議事につきましてお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(南会長 会長席に着く)

南会長 ただいま会長にご指名いただきました大阪府立大学の南でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

今回は、これまでの環境審議会と自然環境保全審議会とが合体して、新たに大阪府環境審議会となりまして、その会長を仰せつかったということで、重責を十分果たせるかどうか心配ではございますが、この環境審議会がその目的を達することができますように、委員の先生方のご支援、ご協力を今後とも是非よろしくお願いいたします。

先ほど司会の方から紹介がございました会長代理の指名でございます。私としましては、前回までの旧の環境審議会で会長代理をお務めいただいた前田委員にお願いできればと考えております。皆様方のご意見、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ご賛同いただきまして、ありがとうございます。

それでは、前田委員、会長代理をよろしくお願いいたします。

前田委員 ご指名いただきました前田でございます。誠に大任でございますが、皆様のご指導を受けながら務めさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

(前田会長代理 会長代理席に着く)

南会長 それでは、議事2の審議に入らせていただきます。

環境審議会条例第6条第1項の規定によりまして、本審議会には3つの部会を常設することになっておりますが、その要領の改正等でございます。事務局の方から、部会の構成も含めて、運営要領の案及び部会に与える権限等について、ご説明をお願いします。

事務局(石川課長) 環境農林水産総務課長の石川でございます。それでは、私の方から、審議事項の「2.常設部会の運営要領」について、資料1に基づきましてご説

明をさせていただきたいと思います。

自然環境保全審議会と統合いたしました新たな環境審議会におきましては、審議会条例第6条第1項に規定をしております常設部会といたしまして、温泉部会、水質測定計画部会、野生生物部会の3つがございます。また、同条例第6条第2項に規定をいたします部会として、前回の環境審議会で諮問し、設置が決まりました水質規制部会と地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会がございます。なお、廃自動車認定部会につきましては、後ほどご審議いただくものでございますので、省略させていただきます。

本日は、審議会条例第6条第7項にございます「審議会は、その定めるところにより、この常設部会等の決議をもって審議会の決議とすることができる」という部分につきまして、その内容をご説明し、部会の専決事項、すなわち本審にかわって大阪府から諮問を受け、審議結果を答申していただく事項についてお諮りをしたいというものでございます。

まず、温泉部会についてでございますが、資料の2ページをご覧くださいと思います。概要をお示ししてございます。

温泉法第28条に定めます温泉の掘削等に係る許可に際しまして、審議会の意見を聞くものでございます。これまで自然環境保全審議会が常設部会として設置されていたものでございまして、年2回、温泉法第28条に定めます温泉掘削許可申請や許可取り消し等について、地質学等の専門的見地から、部会の専決事項としてご審議をお願いしておりました。引き続き、環境審議会におきましても、同様に、温泉法第28条に定める事項については温泉部会の専決事項としていただきたいと思いますと考えております。

なお、本部会は、企業からの申請内容に関する審議で、企業情報も扱うものでございますので、会議は一部非公開でお願いをしたいと考えております。

続きまして、4ページに、水質測定計画部会の概要を示しております。4ページをご覧くださいと思います。

この部会は、水質汚濁防止法第16条に定めます水質測定の計画につきまして審議会の意見を聞くものでございます。本部会は、これまでも環境審議会の常設部会として設置され、毎年の公共用水域水質測定計画等について、本審にかわって答申を

いただいていたものでございまして、今回は、審議会条例の改正に伴い、運営要領に記載をしております条文等の規定修正を行うものでございます。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。野生生物部会の概要を示してございます。この部会は、これまで自然環境保全審議会でご審議いただいております鳥獣保護法の規定に基づく鳥獣保護事業計画の策定や鳥獣保護区の指定のほか、近年問題となっております移入種問題等についてご審議いただくため、新たに常設の部会として設置するものでございます。

部会の専決事項といたしましては、鳥獣保護法の第14条により、特定鳥獣についての狩猟期間を延長する場合、及び捕獲の禁止または制限の解除を行う場合について、部会の専決事項としていただきたいというものでございます。

以上、3つの常設部会の運営要領についてのご説明でございます。

なお、9ページをご覧いただきたいと思います。参考資料としておつけしておりますが、前回の審議会におきます諮問に伴い、設置をしている部会がでございます。水質規制部会、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会でございますが、水質規制部会は村岡委員に、また地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会は水野委員に、それぞれ部会長をお願いしております、ご審議を進めていただいているところでございます。

以上、ご報告もあわせてご説明させていただきました。

南会長 どうもありがとうございました。ただいま3つの常設部会についてご説明をいただきました。

専門的見地からの審議事項に限って、部会の専決事項にしたいということでございます。これにつきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

特にご意見がないようでございますので、説明のあった3つの部会の運営要領を原案どおり承認したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

どうもありがとうございます。それでは、運営要領を原案どおりとさせていただきます。

さて、本審議会は、審議過程を府民に明らかにして、より公正な運営を図るとい

う観点から、原則公開ということにしておりますが、この趣旨にのっとり、水質測定計画部会の会議は既に公開となっております。ただいまご説明いただいた中で、温泉部会につきましては、事務局からの説明にもございましたが、企業情報を扱うことがございますので、一部非公開としたいと存じます。もちろん野生生物部会の方は、すべて公開でございます。温泉部会に限って、企業情報との関係ということもございまして、一部非公開とさせていただきたいと考えております。この点に関しまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。本審議会あるいは部会は原則公開ということでございますが、企業情報を扱う部分があることがございますので、一部を非公開にするということでご了解をいただけますでしょうか。

特にご異議がないようでございますので、原則公開、その中で温泉部会に関してだけ一部を非公開とするということをお願いいたします。

また、部会に属する委員及び部会長につきましては、審議会条例第6条第3項及び第4項によりまして、環境審議会の会長が指名することになっておりますので、私に一任させていただくということでご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、各部会において、効果的に審議が行われますように、本審の委員のほかに、審議会条例第3条第2項に規定されている専門委員も含めて、事務局の意見も拝聴しながら、最も適当と思われる部会委員の方々を決めさせていただきたいと思っております。何とぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事3に移らせていただきます。廃自動車認定部会の設置についてでございます。

廃自動車認定部会、あるいは廃自動車の問題というのは、昨年来、環境審議会では放置自動車対策強化のために新たな制度化の検討を行ってまいりました。府議会でも3月に条例が制定されまして、既に公布されておりますが、いよいよ条例を施行するに当たりまして、部会を設置したいということでございます。これまでの経緯も含めて、部会運営要領の案を事務局から説明していただきます。よろしく申し上げます。

事務局(武村課長) 環境指導室環境保全課長の武村でございます。よろしくお願いいたします。それでは、私の方から、これまでの経緯を含め、廃自動車認定部会の

部会運営要領案などにつきまして説明をさせていただきます。

最初に、資料2-2をご覧くださいと思います。この資料2-2は、昨年12月19日に本審議会からいただいた答申に基づきまして条例案を作成し、今、会長からもご説明いただきましたように、去る3月議会に提案し、可決成立し、3月30日に公布をいたしました大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例につきまして、その概要を取りまとめたものでございます。

資料の左の欄の上欄にございますように、近年、使用済み自動車の処分費の高騰などにより、逆有償化が進んでおりまして、放置自動車が増加傾向にございます。さらには、平成17年1月1日からの自動車リサイクル法の全面施行を控え、さらに増加することが懸念されております。大阪府域におきます放置自動車の確認台数は、グラフにお示ししていますように、平成10年度が6,291台、平成14年度が7,862台と増加傾向を示しております。放置された自動車は、漏れたガソリン等による火災の発生など府民の安全で快適な生活環境を阻害いたしますとともに、部品が取り外され、錆びた自動車の放置は地域の美観を損ねる原因となっております。また、放置自動車は、新たな自動車の放置やごみの投棄を助長したり誘発したりもいたします。

次に、左の欄の下欄に示しておりますが、この条例は、主に次の2つのことを目指して条文がつくられております。

1つ目は、放置自動車について、できるだけ所有者等を究明して、撤去を行わせようとするものでございます。右の欄の条例の概要をご覧くださいと思います。条例第4条では、車外からの調査では所有者等が判明しない場合の施錠の解除及び車内等の調査について規定しております。次に、第4条の調査で所有者等が判明した場合には撤去指導を行い、これに従わない場合には、第6条で放置自動車の所有者等に対する撤去勧告及び命令について規定いたしております。さらに、第11条では、第6条の命令に違反した者に対し、20万円以下の罰金を科することを規定いたしております。

もう一つのねらいは、所有者等が判明しない場合に、できるだけ速やかに府において撤去することができるようにしようということでございます。このため、第7条で、廃自動車認定の基準について規定いたしております。また、第8条では、廃

自動車として認定した場合等の放置自動車の処分について定めております。

なお、条例本文につきましては、本資料の後につけさせていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、廃自動車認定基準でございますが、2ページからなる条例本文の次の資料をご覧いただきたいと思っております。これは、前回の審議会でもいただきました答申を受けまして定めたものでございます。この基準は、自動車としての本来の機能を失っていること等により、運行の用に供することが困難であることという条例第7条の規定により設定したものでございます。滅失または破損した部品の重要度を大きく3つに分類し、その分類ごとに、最重要項目は3点、主要項目は2点、そして補助項目は1点の点数を与え、原則として合計点が3点以上となるものを廃自動車として認定しようとするものでございます。

例えば、エンジンが滅失した車などは、それだけで廃自動車として認定できることとなります。また、ナンバープレートがなく、かつタイヤがない車なども廃自動車として認定できることとなります。ただし、補助項目のみの滅失または破損については、自動車として走行する上で大きな支障とならないことから、補助項目のみが3個以上該当しても、廃自動車認定はできないものとしたしました。

以上が廃自動車認定基準の概要でございます。この基準を7月2日に公示いたしました。この基準を含め、条例の内容を広く周知するための期間をとり、本条例を来る7月22日に全面施行することとしたところでございます。

それでは、本日の審議事項でございます廃自動車認定部会の設置について説明をさせていただきます。資料2-1をご覧ください。

資料2-1の3つ目ののところでございますが、廃自動車と認定するための基準を変更しようとするとき、または放置自動車を廃自動車として認定するに当たり基準に該当するかどうかを判断することが困難なときは、条例第7条第3項の規定または条例第7条第5項の規定により、環境審議会の意見を聞くこととされております。

なお、ここで廃自動車認定基準に該当するかどうか判断することが困難な場合、印の1で記載しておりますように、廃自動車認定基準は、滅失または破損した部品等の種類ごとの点数を加算し、廃自動車として認定することとしておりますが、

自動車の所有権の問題もございますので、当該部品の破損の程度等によっては、その基準を適用すべきかどうか判断することが困難な場合などが想定されます。これらの規定に基づきまして、審議会のご意見をお伺いする場合がございますが、審議会では専門的な観点から迅速に調査審議していただく必要がございますので、部会を設置させていただきたいと考えております。

それでは、資料2 - 1の裏面の大阪府廃自動車認定部会運営要領案をご覧くださいと思います。この部会の運営要領案は、先ほどご説明いたしました他の各部会の要領案とほぼ同じ内容を規定いたしましたものでございます。

まず、第1条、趣旨でございますが、この部会は、廃自動車認定に係る基準の適用等について検討を行うため、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定に基づいて設置するものでございます。

次に、第2条、組織についてでございますが、環境審議会条例第2条第1項第1号に規定する委員、つまり本審議会の学識経験者の委員の方々から2名以内、また環境審議会条例第3条第2項に規定する委員、つまり専門委員の方々3名以内の併せて5名以内で組織することとしております。専門委員につきましては、破損の程度の判断や自動車の財産価値についてご審議いただきますことから、自動車部品に詳しい専門家や財産権の問題に造詣の深い専門家にご参加をいただくことを考えております。次に、第2条第2項におきましては、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理することと規定いたしました。

さらに、第3条、会議では、第1項で、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となること、第2項、第3項は、会議の開催及び議事の議決に関することを規定いたしております。第4項では、審議いただく内容が廃自動車の認定に係るものであり、迅速な対応が必要でありますことから、環境審議会条例第6条第7項の規定により、部会の決議をもって審議会決議とすることと規定しております。第5項では、部会で決議した事項について、次の審議会に報告しなければならない旨を規定しております。

以上が廃自動車認定部会の設置についての説明でございます。どうかご審議のほど、よろしく願いいたします。

南会長　　どうもありがとうございました。本日の第25回環境審議会、審議事項は3件ございますが、ご案内のとおり、3件のうち、この廃自動車認定部会の設置が最も重要なテーマでございます。今、武村課長からのご説明にもありましたように、廃自動車と認定する基準に基づいて、実際の運営に当たって、現場で何か問題が起こったときに迅速な対応をとらなければなりません、それを本審議会でやっていると迅速な調査審議、その対応が困難であると考えられますので、廃自動車の認定部会を設置したいというのが趣旨でございます。廃自動車認定基準の3点以上というような問題につきましては、前回の環境審議会を初め本審議会でもかなり議論がございまして、現状では資料2 - 2の最後の方にあるこの基準で運営しようということになっておりますが、それに対して、より迅速な対応がとれるように専門部会を設置したい、そういう趣旨でございます。

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問がございましたら、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

こういう専門部会を設置して運営に当たることに対して、ご異議がないと考えてよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ありがとうございます。

この廃自動車認定部会の会議も、もちろん原則的に公開ということにさせていただきます。

それから、部会長及び部会委員は、会長一任ということで、選出に関しては私にご一任をいただければと思っております。あわせて、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

どうもありがとうございます。

本日の審議会の審議事項は、以上3点でございます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

まず、環境総合計画の進行管理についてであります、経緯も含めて、進行管理の方法について、事務局からご説明をお願いします。

事務局（古川補佐）　環境農林水産総務課の古川です。ただいまから説明させていた

だきます。資料は、3 - 1でございます。

本日は、新たな環境審議会の初回ということもございまして、本審議会で定例的に行っております内容について、簡単にご説明申し上げます。昨年の9月、第21回環境審議会でご承認いただきました大阪21世紀の環境総合計画の進行管理につきましては、本審議会の意見をお伺いしながら行うということでございますが、その件についてでございます。

大阪21世紀の環境総合計画は、豊かな環境の保全と創造を図る、府の環境施策の基本的な方向を示すものでございまして、その策定に当たりましては、基本的な考え方について当審議会からのご答申をいただき、パブリックコメントも行った上で、平成14年3月に策定したものでございます。

環境総合計画における進行管理の位置づけにつきましては、資料3 - 1の裏面に示しておりますとおり、第4部（計画の効果的推進）第1章（計画の推進体制と進行管理）第2節（効果的な進行管理）に、環境の状況や講じた施策をさらにわかりやすく公開するとともに、PDCA（Plan Do Check Action）サイクルにより、進行管理・点検評価の具体化を図り、継続的な改善を図ることを規定しております。

このサイクルですが、環境総合計画に記載しております概念図に少し説明を加えているのが資料3 - 1でございます。

まず、Planでございますが、これは、新しい環境総合計画を策定し、それに基づきまして毎年度当初に講じようとする施策を取りまとめ、議会に報告をするということをしていただいておりますが、それとともに公表いただいております。参考までに、資料3 - 2に16年度に講じようとする施策を載せております。これは参考ということで、またご覧いただければと存じます。

次に、Doでございますが、毎年、各部局が、府民、事業者、市町村とも連携しつつ、環境の保全と創造に関する施策、事業を実施してまいるのでございます。

さらに、Checkでございますが、毎年度、環境の状況並びに講じた施策を取りまとめしております。これにつきましては、従来そうございました、議会への報告に加えて、前年度から環境審議会に報告、説明をさせていただきまして、計画の進捗状況等に関して幅広いご意見をいただいているものでございます。いただいたご意見は、その骨子を環境白書に掲載いたしますとともに、ホームページでも広く府民

に公表いたしております。

また、次はActionでございますが、いただいた意見などをもとに、予算の一定の制約がございますけれども、行政評価とあわせまして翌年度の施策に極力反映いたしますとともに、事業の見直しを行っていきたいと考えております。

なお、15年度、昨年度の環境の状況並びに講じた施策につきましては、私どもとしては10月下旬を予定いたしておりますが、次回の環境審議会でご報告をいたしまして、ご意見を賜りたいと考えております。その際には、事前に資料を送らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

南会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ただいま説明にもありましたとおり、次回の審議会では、あらかじめ各委員に、昨年度に講じた施策という資料が送付されるということでございますので、また種々のご意見をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。全体として、ただいまの進行管理、よろしゅうございますでしょうか。

特にご異議がないようでございますので、ただいまの報告事項の1つ目、「環境総合計画の進行管理について」を終えまして、2つ目の温泉部会における決議事項報告についてお願ひしたいと思います。このたび本審議会と統合になりました自然環境保全審議会の温泉部会において部会長を務められていた熊井委員から、ご説明をよろしくお願ひします。

熊井委員 先ほど環境審議会の部会としてお認めいただきました温泉部会です。この部会は、以前の自然環境保全審議会の部会として、平成16年1月13日に審議会が開催されて以降、今回のこの会議までの間に1回、平成16年2月9日に部会を開催いたしました。それ以降、自然環境保全審議会が開催されておられませんので、この環境審議会にご報告して、ご了解を得たいと思います。

その報告ですが、資料4の3ページ目の「別紙」にございますように、温泉の掘削に関して、此花区のもの以下4件あります。これは、いずれも許可をしました。ただし、いろいろな地下水採取規制がかかっている場所については、それぞれの規制に従って、例えば最初のものでしたら600mより浅いところでは水を汲んではい

けませんという条件をつけた上で許可をしております。

もう一つは、その掘られた温泉の井戸に関して、ポンプをつけることに関する許可ですが、4件につきまして審査した結果、問題がないということで許可いたしました。

以上です。

南会長 熊井先生、どうもありがとうございました。ただいまのように温泉部会の決議事項に関する報告をいただきました。特にご質問はございませんでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、報告事項の最後、大阪府ヒートアイランド対策推進計画についてでございます。これは、既に府の方で策定され、公表されている計画でございますが、事務局から概要を説明していただきます。先日の知事の記者会見その他でもかなり話題になっていたような問題でございます。それでは、よろしく申し上げます。

事務局（大槻副理事） 循環型社会推進室副理事兼環境管理課長の大槻でございます。それでは、大阪府ヒートアイランド対策推進計画、概要版に基づきましてご説明申し上げます。資料5をお開き願いたいと思います。

この夏は全国的に暑くなっておりますが、これらは地球温暖化による影響であると考えております。しかし、大阪におきましては、この地球温暖化にヒートアイランド現象が加わりまして、さらに暑いという状況になっております。このため、この現象を早急に緩和することが必要であると考えております。

ただ、このヒートアイランド現象につきましては、都市化、エネルギーの大量消費の結果としてあらわれてきました環境問題でございますので、非常に長期的に、さらに総合的な対策が必要であると考えております。このため、大阪府では、学識経験者などからご意見をお聞きして、6月22日に大阪府ヒートアイランド対策推進計画として取りまとめたものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。「ヒートアイランドの現状」というところでございます。この100年間の年平均気温の推移でございますが、大阪におきましては、2.1度上昇いたしております。全国平均が1.0度でございますので、この差の1.1度がおそらくヒートアイランドの影響ではないかと想定をいたしております。それから、全国の主要都市と比べてどうかということではありますが、東京と比

べても大阪は暑いことが結果として上がっております。知事も、大阪の方が東京より暑いということを時々コメントされます。東京より暑いということが数字で出ている状況でございます。次に、府域の熱帯夜の推移という形で見ますと、大阪市域のみならず、周辺の枚方とか堺といったところにおきましても、1990年ごろから熱帯夜の数が急激に増加しているという状況が見られます。

次に、3ページ、「ヒートアイランドの原因」のところでございますが、マクロ的に見ますと、農地や山林・原野が減少いたしまして、そのかわり宅地あるいは道路が増えてきたということが一つの大きな原因ではないかと考えております。さらに、エネルギーの消費量についても増大をいたしております。

こういったヒートアイランドの影響につきましては、先週の土曜日に、大阪で熱中症で1人亡くなったという報道がございました。気温と熱中症には、やはりある程度相関があるということがわかっております。

4ページをお開き願いたいと思います。「計画の基本的な考え方」のところでございます。計画の期間につきましては、2025年を目標年度とし、府域全域を計画の対象地域といたしております。

具体的な対策目標であります。2つ設定しております。目標1といたしまして、住宅地域における夏の夜間の気温を下げ、2025年までに夏の熱帯夜数を現状より3割減らすということでございます。これは、長期的な目標でございます。目標2でございますが、屋外空間にクールスポットを創出し、夏の日中の熱環境の改善を図り、体感的な温度を下げる。これは中・短期的な目標とご理解いただきたいと思います。こういう2つの目標を設定いたしました。

このための対策の基本方向であります。大きく3つの柱がございます。1つは、省エネ等によりまして、人工排熱を低減させるということでございます。2つ目に、土地とか建物の表面被覆の改善によりまして、表面温度の高温化を抑制するというところでございます。3つ目が、風や緑、水による冷却作用の利・活用をしていこうというものでございます。ヒートアイランド現象の大きな要因といたしまして、2つ目の、土地や建物の表面に熱がたまるということが言われております。8割以上がこれに起因するのではないかと想定いたしております。

次に、5ページでございますが、「ヒートアイランド対策手法」と書いておりま

す。ミクロあるいはマクロでシミュレーションをした結果でございます。

初めの方は、対策効果につきましてシミュレーションをしたものでございます。真ん中の方にございますが、例えば住宅地域の夜間には、屋上緑化、住宅地内の緑化といった緑化対策、あるいは住宅地内での省エネ対策が効果的であるという結果を得ております。それから、業務地区の昼間に効果的な対策でございますが、建物の屋上や壁面の蓄熱防止、あるいは顕熱の潜熱化、例えば空冷式のものを水冷式にかえて、水の蒸発によって熱をそちらの方に移行させるようなことが考えられます。

それから、広域のシミュレーションであります。例えば現状より2割多く緑化をすることになりますと、昼間でしたら中心部で0.3から0.9度温度を下げるのが可能という結果を得ております。

6ページは省略しまして、7ページをお開き願いたいと思います。それではどういふ対策をするかということでもあります。先行して推進すべきヒートアイランド対策であります。先ほどの3つの柱に分けて記載いたしております。

まず、人工排熱の低減ということで、例えば建物からの排熱を減らそう。工場あるいは建物からの省エネという対策をとりまして、人工排熱を減らそう。あるいは、自動車からの熱を削減しよう。それから、例えば環境教育等で省エネ意識を高めていこうというようなことが対策として掲げられております。

それから、2つ目が建物・地表面の高温化抑制であります。これは、例えば屋上緑化をすとか、透水性の舗装を推進するということで、地表面への熱をためないための方策が考えられているものでございます。右の方の絵に「遮熱性塗料のメカニズム」と書いてありますが、例えばこういう塗料を塗ることで表面へ熱をためないことも可能であるということでございます。

3つ目の冷却作用の利・活用であります。これは、緑化をする、あるいは水と緑のネットワークをつくるというようなことでございます。

最後のページでございますが、大阪市内を中心といたしまして、人工排熱の多い地域を優先対策地域と指定し、この中を特に重点的に対策をとっていこうと考えております。

それから、「計画の推進」のところではありますが、まず、「推進制度の整備」と

書いてあります。これは、特にこのヒートアイランド対策を進める上で効果的な制度がないかということで、制度化を検討しようということであり、制度化につきましては、5月12日の環境審議会に諮問をさせていただきまして、現在、部会で検討いただいているところでございます。それから、府の率先対策に関する指針として、建築都市部が中心になり、「建築・まちづくりにおけるヒートアイランド対策に関する指針」というものを策定いたしまして、主として公共事業における環境配慮指針を策定し、これに基づいて事業を進めるということで進めております。

この計画の推進体制であります、庁内に設置されているヒートアイランド対策推進会議において、進行管理をしていこうと考えております。計画につきましては非常に長期間にわたるものでございますので、2010年を当面の目標期間としまして、これを目途に、さらに計画を見直していきたいと考えております。

次に、モニタリングにつきましては、大気汚染の常時監視局等を活用いたしまして、気温の広域モニタリング網を整備していきたい。

さらに、このヒートアイランド現象はまだよくわかっていない部分がございますので、対策技術の開発、あるいはその検証を進めていきたいと考えているところでございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

南会長 どうもありがとうございました。ヒートアイランド対策、大変難しい問題だと思います。短期に効果が見えてくるようにはなかなか考えられません。しかし、実際、これを何とか推進するということで、この推進計画について、部会も設置して、専門的な見地からのいろいろな検討もお願いしているところでございます。ただいまのご説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

野田委員 いつも言われていると思いますけれども、この温暖化の傾向を見ましても、大阪府域が最もそういうことになっているんです。大阪府と市との協議というか、具体的なものはどういう形にされているのか。これをつくられた過程で、具体的な形でどこまで市との連携がされているのか。

事務局（大槻副理事） 委員のご指摘のとおり、大阪市が中心といいますか、ヒートアイランドの一番きつところであると理解をいたしております。大阪府につきましては、市の環境部局といろいろ協議をしながらこれをつくってきたものでござい

ますし、市におきましても、近々、同様のヒートアイランド計画をつくると聞いております。

今後の条例化を含めて効果的な制度化につきましては、当然、市との連携が非常に重要でございますので、市と定期的な連絡会を設けまして協議を進めていきたいと考えております。

南会長　ご指摘いただいたとおり、これは大阪市地域が最も深刻な問題でございますので、大阪市との間で十分協議しながら進めていく、そういう体制だそうでございます。

野田委員　今、大阪市が条例をつくるという話がありましたが、そういうものと府はどう連動されるのか。具体的な目標をどう設定されようとしているのか。大変長い年月をかけての対策になると思いますけれども、その方向性がございますか。

事務局（大槻副理事）　先ほど申しましたのは、大阪市が、条例というのではなくて、近々、同じようにヒートアイランドの計画をつくることを考えているということでございます。

我々が現在、条例化を図ろう、これから制度化を図ろうと考えている部分でございますが、当然、大阪市との権限の問題等がございますので、これについては市との様々な話し合いの中で進めていきたいと考えております。具体の中身につきましては、これから部会でいろいろ議論いただく内容でございます。

野田委員　長年こういうことを計画して、ようやくここまでこぎつけてきたんですけれども、具体的にスケジュール化しないと前に進まないと思います。次の会議までに具体的なスケジュールをどうか出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

南会長　現在、部会も設置して、専門的見地からも検討していただいておりますので、ただいま野田委員からのご指摘のような問題について、対応をよろしくお願いいたします。

山口委員　先ほどのご意見にもダブるかもわかりませんが、前回にも申し上げましたように、これにつきましては特に府民も行動の段階に入っていると思います。府民の役割の部分で、既に環境のNGO、NPOが結集しました大阪府民会議というのが昨年末にも結成されておまして、そこから発信して、4月には各企業にも協力

いただいて、企業ができる部分、府民ができる部分、それをつないでいく行政の役割ということで、パートナーシップ型の行動をしていこうと今、進めております。

ヒートアイランドについては、対応が一步でも遅ればさらに進んでいくという非常に厳しい状況に立っていると思いますので、もう少しわかりやすい進捗状況、アクションプランというものをぜひ府民に逐一提示していただいて、行動することの意識づけをやっていただきたいと思います。この辺をよろしくお願いいたします。

南会長 このヒートアイランド対策、今、山口委員からご指摘いただいたとおり、結局人間の活動そのものと密接に関係しているので、そういう全体の協力体制、あるいはそれぞれに少しでもその軽減に向けた協力を得る必要がある。そういうご指摘であると思いますが、その辺も、事務局は今後の推進に当たってぜひ参考にさせていただきたいと思います。

石井委員 この対策推進計画については大賛成であります。一言、生物多様性保全の観点からお願いをしておきたいと思います。

ご存じのとおり、外来種対策法が国会を通りまして、来年の4月から施行という運びになっておりますが、資料5の6ページなどを見ますと、対策の中で、緑化という字がたくさん出てまいります。これまで、緑化と称しながら、たくさんの外来種、特に侵略的な外来種ですね、牧草でありますとか、ハリエンジュでありますとかを導入したために、日本国内の在来種を脅かして生物多様性を攪乱しているところがあります。例えば、都市河川護岸の緑化などで、よく安易に外来牧草を使ってしまうパターンが多いわけですが、これが在来の植物を破壊しているという問題もあります。さまざまな問題で、緑化のための資材として外来種を安易に利用しないように、ぜひお願いしておきたいと思います。

南会長 従来、在来種でない外来種の導入で緑化を図る、そういうことがかえって在来種に対する悪影響があったという点を今後の推進に当たっては十分に配慮してほしいという趣旨のご意見でございます。これもぜひ参考にさせていただければと思います。

よろしゅうございますでしょうか。まださまざまなご質問、ご意見があるかと思っております。それらにつきましては、この場だけではなくて、ぜひ担当の環境管理課

の方にもご意見をお寄せいただきますように、重ねてお願い申し上げます。

以上でよろしゅうございますでしょうか。

本日予定されておりました議事は、終了いたしました。そのほかに、本審議会として検討すべきこと、この機会でございますので、何かご発言はございませんでしょうか。

野田委員　大変重要な審議会でございます、知事からの委嘱を受けてやっているわけでございますけれども、全庁を挙げてこの問題に取り組まなければ当然できない。全部局が、どういう形で関連をしているわけでございます。当然、知事がこの場に出席するのがどうなのかということはあるんですけれども、知事またはその代理が何らかの形で出席をしていただいて、委員の真摯なご意見を直接聞いて具体的な手が早急に打てるようにしていただきたい、このようにご要望させていただきたいと思います。

それとまた、本日、初めてのこういう審議会でございます。私だけが知らないのかもしれませんが、年間の審議会におけるスケジュール、具体的なものについて、あればお示しを願いたいと思います。1年では解決しないわけでございますけれども、何年かにわたっての解決があるわけで、その辺の審議会における全体的なスケジュール、目標設定等がはっきりとした上で、それに対して審議をしていくことが大事ではないかと思っておりますので、よろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

南会長　ただいまの野田委員のご意見、拝聴させていただきます。

そのほか、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、以上で審議会審議を終わります。

進行を事務局の方、よろしく申し上げます。

司会（山本補佐）　ありがとうございました。それでは、閉会に当たりまして、酒井環境政策監からご挨拶申し上げます。

酒井環境政策監　環境政策監を拝命いたしております酒井でございます。本日は、長時間にわたりましてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。ただいまいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、私どものこれからの環境行政に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ委員の皆様方におか

れましては、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

司会（山本補佐） 本日の審議会は、これで終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時36分